

埼玉県主要農作物奨励品種等の決定基準

平成 30 年 4 月 1 日

埼玉県農林部
埼玉県種苗審議会

1 奨励品種の考え方について

埼玉県主要農作物種子生産基本要綱第 3 条に基づき、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）の決定基準について、定めるものとする。

奨励品種の種類は、「奨励品種」、「準奨励品種」及び「認定品種」とし（以下「奨励品種等」という。）、それぞれの採用及び廃止基準は、以下のとおりとする。

2 奨励品種の採用基準

栽培上の重要な特性（収量、病虫害抵抗性、品質等）及び生産物利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種と比較して優れていると認められ、県が積極的に奨励しようとするもの。

3 準奨励品種の採用基準

優良な特性を有している品種であって、次に掲げる条件のもと、県が計画的に普及を図ろうとするもの。

- （1）栽培上の特性（作期、収量、病虫害抵抗性等）を考慮し、特定の地域に限って普及する必要があるもの。
- （2）実需者等の要望に基づいて、地域・数量を限定して普及するもの。
- （3）実需者評価の変化や他の優良な品種の採用等により、作付面積を減少させる必要のあるもの。
- （4）その他、一定の条件を付けて普及しようとするもの。

4 認定品種の採用基準

有望と認められる品種であって、次に掲げる条件のもと、県として普及に移行するために必要な措置をするもの又は極めて限定的に普及をするもの。

- （1）新品種又は新系統であって、奨励品種又は準奨励品種に採用するときに速やかに普及できるよう種子の増殖（原種生産及び一般種子生産）を行うもの。
- （2）適地範囲、地域適応性又は市場性等を確認するため、暫定的に生産するもの。
- （3）需要は極めて限られているが、特定用途向けに重要な位置づけを持つもの。

5 奨励品種等の廃止基準

奨励品種等に採用された後、次のいずれかに該当すると認められたときは、当該奨励品種等を廃止することができる。

- （1）奨励品種等に採用した時点と比べて、当該品種をめぐる状況が変化し、採用基準を満たさなくなった場合。
- （2）普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合。
- （3）当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見通しが無い場合。
- （4）新たな奨励品種等によって代替が可能である場合。
- （5）当該品種の種子の供給が困難になった場合。

6 奨励品種等の公表について

- （1）奨励品種及び準奨励品種については、決定後速やかに県報に登載するものとする。
- （2）認定品種については、決定後速やかに関係機関、関係団体等に通知するものとする。